

福岡歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2021（平成33）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1973（昭和48）年に歯学の単科大学として福岡県福岡市に開学した。その後1985（昭和60）年に歯学研究科博士課程を設置し、今日に至っている。

医療と介護と福祉が一つのキャンパス内に統合された教育環境のもと、教養と良識を持った歯科医師の養成という建学の精神の達成のため、「口腔医学」という新しい歯学教育の実践を目指し、教育を行っている。

1 理念・目的

貴大学は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与すること」を建学の精神ととらえ、「福岡歯科大学学則」に規定している。これに基づき歯学研究科の目的は「福岡歯科大学大学院学則」に定めており、歯学部・歯学研究科とともに口腔の健康を通じて全身の健康を守る歯科医師を養成すべく、より総合的な「口腔医学」教育の実践を目指している。これらの目的はホームページや大学案内パンフレット等により公表されている。また、建学の精神の達成に向け、「第二次中期構想」が策定され、「口腔医学」を中心とした教育・研究や学生支援等に関する目標が掲げられホームページに掲載されている。同構想の中心テーマである「口腔医学」教育については、新採用教職員への学長講話で学内への周知を図っているほか、歯科医師会や関係学会での講演、新聞や出版物などを通じて、学外へも発信されており、貴大学の目指す教育への理解を社会一般に促していることは評価できる。

理念・目的の適切性については、「自己点検・評価委員会」が定期的に検証を行っており、「第二次中期構想」については、毎年の「事業計画」策定の際に、「教授会」「常任役員会」「理事会」等で検証が行われている。

2 教育研究組織

貴大学は、歯学部および歯学研究科に加え、附置施設として「医科歯科総合病院」「口腔医療センター」「先端科学研究センター」「再生医学研究センター」「老化制御研究センター」を設置し、一般医学の知識を持った口腔専門医を育成するための教育研究組織が構築されており、歯学の単科大学として理念・目的を実現するためにふさわしい教育研究組織を整えている。特に「先端科学研究センター」「再生医学研究センター」「老化制御研究センター」では、センター専任教員と大学の専任教員が分担・協力して研究を行い、研究機器の共同利用や大学院学生の研究指導を行っているほか、大学院学生が勉強会を開く場としても活用されており、教育研究推進の核となっていることは評価できる。

教育研究組織の適切性については、学長を委員長とする「教員組織検討委員会」と、役職教員等により構成される「部長会」が連携し、講座・分野の統合や病院の診療科との関連を考慮した検証を行っている。同委員会では、「口腔医学」を実践するための教育研究組織について、教育・研究・臨床の適切なバランス等についても議論されている。

3 教員・教員組織

教員組織は、専任教員・定員外臨床教授・非常勤講師・医員等で編制され、13講座 34 分野の大講座制への整備が進んでいる。「福岡歯科大学教員選考規程」において明文化された基準・手続きにより、教員の採用・昇格が行われており、教員に求める能力・資質等についても同規程に定められている。教員の採用は、同規程に掲載されている貴大学独自の「教員定数表」に基づき行われており、専任教員数は大学設置基準で必要とされる教員数を上回っている。また、大学院の教員については、歯学部教員が兼任しており、歯学部の教員を採用する際に大学院の教員資格を有する人物を採用するよう「福岡歯科大学教員選考規程」に定めている。「教員定数表」には「大学院卒後助教（6名）」および「重点配置教員（4名）」を設定しており、優秀な若手教員の確保に努めている。しかし、教員組織の編制方針は定められていないため、今後の策定および明文化が望まれる。

教育・研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るため、「FD委員会」のもとにファカルティ・ディベロップメント（FD）が熱心に取り組まれており、学生支援の充実・教員の資質向上・大学院および研究の活性化の3つの観点から研修会等が計画的に実施されている。教員の研究活動状況は、「研究業績データベース」としてホームページで公開されており、人事考課制度や理事長・学長等による教授面談が実施され、教育・研究の活性化に向けた取り組みが行われている。また、科学研究費補助金の獲得促進策として、「科研費獲得プロジェクトチーム」を立ち

上げ、若手教員を対象とした申請書のプラッシュアップを行っており、研究活動の活性化という点で評価できる。

教員組織の適切性については、「教員組織検討委員会」と「部長会」が連携して検証を行っている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

歯学部

大学の目的を教育目標とし、それを達成するために「口腔医学」に基づいた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。学位授与方針では、「生命科学・医学・歯学を基盤とした口腔医学の専門知識・技能を修得していることや「科学・医学・歯学の進歩や社会の変化に対応し、生涯にわたって学習（自己研鑽）ができる」ことなど4項目を設定している。それを達成するための教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として「口腔医学教育を実践し、全人的な医療人を育成するためのカリキュラムを編成する」ことなど3項目を定めている。両方針とともにホームページなどで広く公表されている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、「教授会」「学務委員会」「入学試験委員会」が卒業・進級判定時に確認するとともに、次年度の『入学試験要項』『授業要綱』『学生便覧』などの作成時に協議し、教育目標やカリキュラムとの適合性と併せて包括的に検証している。

歯学研究科

学位授与方針として、「生命科学研究を担う高度の専門知識と技術」の修得や「口腔医学に根ざした高度な口腔医療技術」の修得など4項目を設定し、ホームページなどで広く公表している。教育課程の編成・実施方針について、従来の方針には教育内容・方法などに関する考え方が含まれていなかつたため、「大学院充実プロジェクトチーム」において改訂が検討された。その結果2013（平成25）年度に入り、「基本的テーマ、総合医学基本テーマ、選択必修講義・実習、大学院特別講義等のコースワーク並びに研究活動を通して、口腔医学を実践する高度専門医療人を育成するためのカリキュラムを編成する」などの方針が新たに設定された。同方針については、2014（平成26）年度から『大学院入学試験要項』等において反映されることが決定している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、「研究科委員会」「研究科運営委員会」において、卒業・進級判定時に履修状況資料などにより、教育目標やカリキュラムと併せて、包括的に検証している。

(2) 教育課程・教育内容

歯学部

教育目標および教育課程の編成・実施方針を踏まえ、歯学のコア・カリキュラムを包含する「口腔医学」を修得した歯科医師を養成するために、系統的な6年一貫教育の枠組みの中で、教育課程を5つのブロックに分け、体系化している。第1ブロックの「教養教育」では医療人としての豊かな人間性を備えた人材を育成する科目を配置し、第2ブロックの「基礎医学・基礎口腔医学教育」では医学・口腔医学の基盤となる生命科学に関する科目を開設し、第3ブロックの「臨床口腔医学教育」では臨床歯科医学科目を設置している。第4ブロックの「一般医学教育」では臨床医学領域の科目を開設し、第5ブロックの「総合臨床教育」では第4ブロックまでの学習を総合した臨床実習を設置し、順次性を持つ体系的なカリキュラムを編成している。これらの教育課程の中で貴学部の教育目標の達成に向け、医学系科目を多数開設するなど「口腔医学」教育を実践するために必要なカリキュラムを編成していることは高く評価できる。

なお、教育課程の適切性については、学生部長を中心とする「学務委員会」や「教授会」において検証されている。

歯学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を主科目・副科目に分けて開設している。主科目においては、研究を遂行する上で最も基本的な知識・技能を学ぶため「研究・実験計画法」等を含む「基本的テーマ」を履修し、さらに幅広い医学の基本的知識を修得し「口腔医学」実践の足掛かりとするため、「内科演習」など10テーマの「総合医学基本テーマ」を1・2年次において履修することとなっている。3年次以降の高学年では、主科目において「研究成果の公表」や「所属講座の講義・実習」を履修し、副科目において「所属講座以外の講義・実習」等を履修するカリキュラムとなっている。専門性を高めた口腔医学、医学、生命科学、社会・倫理学を基盤にして研究に取り組み、論文作成へと集約される体系としていることから、コースワークとリサーチワークのバランスはとれている。

「研究科委員会」「研究科運営委員会」が卒業・進級判定時や入学判定時に試験資料、履修状況資料等で教育課程の適切性を検証している。また、研究科長（学長）の諮問機関として、「大学院充実プロジェクトチーム」を立ち上げ、医科系教育の充実や後期臨床研修医制度等による大学院教育の質的变化などの懸案事項に対する検討を行っている。

(3) 教育方法

大学全体

授業内容・方法は、統一された書式で作成されたシラバスに則り、適切に実施されている。

「FD委員会」の企画により、歯学部・歯学研究科ともに授業内容・方法の改善を目的としたFD研修会等が行われている。

歯学部

教養教育・態度教育・専門教育を重視したカリキュラムを編成し、それぞれの特長に合わせた授業形態をとっている。基礎医学・基礎口腔医学教育および臨床口腔医学教育では、講義と実習を経時的に並べ、知識と技能の修得を効果的に行える内容となっている。第5・6年次の臨床実習での「シミュレーション実習」「臨床総括実習」「症例検討」が学生への多面的な理解を促している。臨床実習では、シラバスに記載された行動目標をもとに作成された「実習手帳」および「実習評価シート」を学生に配布し、これらに記載された評価項目にしたがって実習が行われている。診療参加型臨床実習の進捗状況は、電子化された「実習評価シート」により指導教員ならびに学生が相互に確認できる仕組みをとっており、遅滞のない指導を行えるシステムを構築していることは高く評価できる。

授業の内容および方法の改善については、全授業を対象にした学生による授業アンケートを行っている。これらの学生授業アンケートを受けて、教員に対してもアンケートを行い、授業ごとにアンケート結果と改善方策を記述した「授業評価報告書」をホームページ（学内限定）で公開している。教育内容・方法等の検証や改善については、「学務委員会」が行っている。

歯学研究科

コースワークにおいては、研究方法に関する実習が多く準備されており、リサーチワークにおいては主に教授または准教授が指導を行い、さらに複数の教員からも指導を受けられる体制となっている。研究指導計画書は指導教員と大学院学生が協議し作成することとなっており、提出された計画書を「学務課」で保管することにより、学習到達の是非を研究科として確認できるようにしている。しかし、研究指導についてのスケジュールが『授業要綱』等に記載されていないため、あらかじめ明示しておくことが望まれる。

授業内容・方法の改善に向け、「研究科運営委員会」が教育内容の充実も含め『授業要綱』の見直しを行っている。

(4) 成果

歯学部

卒業要件については、『学生便覧』およびホームページで公表しており、全学生に初年次から明確に示されている。全授業科目の単位取得と CBT・OSCE（共用試験）および卒業試験の合格を学位授与の条件とし、「福岡歯科大学学則」および「福岡歯科大学学位規程」に則り、学位授与は適切に行われている。卒業判定においては、試験終了後、「学務委員会」で審議を行い、「部長会」を経て「教授会」で合否を判定する慎重な手続きをとっている。

学生の学習成果を測定する評価指標として、第4年次修了の際に実施される共用試験の合格率や学位授与率および歯科医師国家試験の合格率を挙げ、習熟度を測っている。

歯学研究科

修了要件および学位論文の提出要件・手続きについては、『履修の手引』に記載され、学生にあらかじめ明示されている。修了認定は 30 単位以上の修得と学位論文審査によって行っており、両要件を満たした場合に学位が授与される。学位論文審査にあたっては、申請した学生の指導教員を学位審査員から除外し、公正な審査を行っている。しかし、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準については、あらかじめ学生に明示されていないため、改善が望まれる。

また、「福岡歯科大学学位規程」において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していることは、適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

5 学生の受け入れ

歯学部

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、「口腔医学の修得に必要な基礎学力のある人」など 4 項目を定め、ホームページ等に掲載し、受験生を含む社会一般に公表している。学生の受け入れ方針をもとに入学者の選抜を行っており、人間性を重視するAO入学試験・推薦・指定校推薦入学試験、基礎学力を重視する一般入学試験、総合学力を重視するセンター利用入学試験の 3 区分で実施されている。募集人員確保に向けて、オープンキャンパスの見直しや、高校訪問への訪

問回数増、学生納付金の減額などを行っている。

学生の受け入れの適切性については、「受験者対策プロジェクトチーム」を組織し、入学試験の種類や試験科目、面接方法等の見直しを行っており、「入試委員会」においても試験方法や選抜方法などを審議・検討している。また、「学務委員会」においても、方針に沿った学生の受け入れとなっているかの検証を行っている。

なお、定員管理についてはおおむね適切に推移している。

歯学研究科

学生の受け入れ方針として「生命科学の探求に強い意欲を持つ人」など4項目を定めている。入学者選抜では、共通外国語や専攻科目および個人面接試験を実施している。面接試験は専攻科目指導教員、研究科長および研究科運営委員長の3名体制で行っており、適切に実施している。

大学院学生の受け入れの適切性については、「大学院充実プロジェクトチーム」および「研究科委員会」において検証が行われており、定員充足に向け、6年次生や臨床研修医に向けた説明会である「大学院の勧め」の開催、学部学生への研究マインド育成を目的とした「基礎研究演習」の実施、「大学院進学に関するアンケート」実施等の取り組みが行われている。

なお、定員管理についてはおおむね適切に推移している。

6 学生支援

学生支援に関する方針について、「第二次中期構想」の中で「学生のニーズに応える修学支援システムや主体的学習支援体制の整備充実を図ることなど3項目を定めている。また、この方針を推進するため、年度ごとの「事業計画」において、支援等に関する目標を定め、教職員でこれらを共有している。

貴大学では開学当初から修学面・生活面・進路等の広範囲について、相談・指導を行う「助言教員」を設置しており、学生との個別の助言面談内容をポートフォリオ（学生指導記録）として記録するなど、助言・指導に役立てる体制も整えられており、高く評価できる。

修学支援について、1年次から3年次までは仮進級制度を設け、不合格科目については正規授業のおよそ3分の1の時間数で具体的な補講計画(シラバス)を作成し、補講を実施している。また、次年度の留級が決定した学生には、「助言教員」が生活指導を含めた履修指導を行っており、学生に対するきめ細やかな教育・指導を行っていることは評価できる。障がいを持つ学生に対しては、キャンパス内の歩道段差解消や障がい者トイレの設置等を行っており、バリアフリーが整備されている。

生活支援については、心身面の健康を支援する窓口として「学生相談室」を設置し、心療内科学の教員がカウンセリングを行っている。ハラスメントへの対応については「ハラスメント防止等対策委員会」のもと相談員を配置し、適切に対応している。

進路支援については、文部科学省の大学教育・学生支援推進事業の助成を得て、進路に関する指導やガイダンス、キャリア支援に関する組織体制の整備を充実させ、「歯科医師キャリア・教育フォーラム」、国際キャリアを持つ歯科医師を招聘しての「歯科医師キャリアシンポジウム」などを開催している。この推進事業の取り組みの中で「就業情報通信システム」を構築し、さまざまな就職関連情報を得ることに努めている。

奨学金等の経済的支援については、学内・外郭団体である学生共済会や民間団体および公的機関と連携し、学生に広く周知し、支援を実施している。

学生支援の適切性は、「学務委員会」の下部組織として設置された、「助言制度の改善・充実に関わるワーキンググループ」「1年次教育の改善ワーキンググループ」「低学年教育の改善ワーキンググループ」等において、学生支援に関わる現状を検証している。そこで挙げられた問題点を整理して対応策とともに「学務委員会」に提示し、学生支援の改善や向上に努めている。

7 教育研究等環境

「第二次中期構想」の中で教育研究等環境の整備に関する方針として、教育、研究、学生支援、社会との連携・貢献、組織運営に関する目標の5項目を挙げ、ホームページに掲載し、学内外に周知している。

図書館は、豊富な蔵書を保有し、電子ジャーナルも整備されている。パソコンは図書館閲覧室に設置されているほか、学内全館においてWi-Fi対応がなされているため、どこからでもインターネット接続が可能となっている。

教員の研究費は十分に確保されており、教授・准教授については個人研究室が設けられ、講師・助教は共同研究室を利用している。教育研究支援として、ティーチング・アシスタント(TA)およびリサーチ・アシスタント(RA)を実習教育や研究補助等に従事させているが、教育に係る時間の増加や診療時間の増加により、教員の研究時間の確保が困難な状態であるため、改善方策を検討されたい。

実施される研究を安全にかつ効果的に施行するために、各種の法令、指針や勧告に準拠して各種委員会を設置し、「福岡歯科大学・福岡医療短期大学倫理委員会規則」「福岡歯科大学・福岡医療短期大学動物実験委員会規則」等の学内規程・規則・細則を整備している。

教育研究等環境の適切性は、各種委員会がそれぞれの領域について検証を行って

おり、図書環境については「情報図書委員会」、情報システム整備については「情報システム委員会」において検証されている。

8 社会連携・社会貢献

「第二次中期構想」において、社会との連携・貢献に関する目標が掲げられ、附属施設を中心とした医療・保健・福祉面での社会貢献等の活動方針が定められている。

附属施設である「医科歯科総合病院」「介護老人保健施設サンシャインシティ」「介護老人福祉施設サンシャインプラザ」を通じて医療・保健・福祉サービスを提供するとともに、学生の職場体験の場として活用している。2011（平成23）年には歯科医師等の生涯学習の推進などを目的として「口腔医療センター」を開設し、地域医療の向上に努めている。また、東日本大震災での歯科医療救護活動や、過疎地域住民の健康診断や出張検診を実施している。

一般市民を対象とした「お口と体の無料健康相談」などの一般公開講座から、医療従事者等を対象とした「福岡歯科大学臨床セミナー」などの専門講座まで、多様な内容の公開講座を実施しており、幅広く地域に貢献していることは評価できる。国際交流においても海外の大学と国際交流協定等を結び、学生や研究生の相互派遣や教員の招聘を行っている。

これらの社会連携・社会貢献の適切性については、「公開講座委員会」等の取り組みごとに設置された各種委員会において、アンケート結果などをもとに検証を行い、次年度以降の活動の企画立案に活かしている。さらに、社会連携・社会貢献の一体的な取り組みとその責任主体を明確化させるため、2013（平成25）年に「地域連携センター設置要綱」を規定し、活動を開始していることから、今後の展開が期待される。

9 管理運営・財務

（1）管理運営

「第二次中期構想」において、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めている。学園(法人)全体の管理運営は、「学校法人福岡学園寄附行為」「学校法人福岡学園組織規程」「学校法人福岡学園事務分掌規程」等、また教学の管理運営は「福岡歯科大学学則」「福岡歯科大学大学院学則」等に基づき適切に運営されている。法人組織と教学組織の意思疎通・意思統一を強化するため、「理事会」「評議員会」に提案・報告する全ての事項は「常任役員会」「学園連絡協議会」で審議し、「理事会」「評議員会」の議事録は教職員全員に開示し、方針を共有している。

事務職員の資質向上に向けた研修として、学内研修や連携大学間への職員の研修

派遣、能力向上セミナー、資格講習会などを継続的に実施している。また、2009（平成21）年に「事務（業務）改善・事務情報化推進3ヶ年計画」を策定し実施するなど、業務改善に意欲的に取り組んでいることは評価できる。

予算配分に関しては、「理事会」「評議員会」において審議されており、規程等に基づき適切に執行されている。また、公認会計士と学内監事による監査が行われており、その適切性が担保されている。監事による監査報告書についても、財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

（2）財務

2011（平成23）年に策定された「福岡学園第二次中期構想」が長期財政推計のベースとなっており、事業計画や予算基本方針もこれらを基に策定されていることから、事業と財政計画の関連性を担保した仕組みが整備され、事業目的に対応する資金が計画的に積み立てられていると評価できる。

財務関係比率の重点項目を「歯学部を設置する私立大学」の平均と比較すれば、消費収支計算書関係比率では人件費比率や帰属収支差額比率が良好な数値となっている。ただし、教育研究経費比率はやや低めに推移している。

また、貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率や総負債比率は良好な数値となっており、負債に備える資産は充実している。

「要積立額に対する金融資産の充足率」は高く、財務状況はおむね良好であるが、中長期資金の増加に伴い、2011（平成23）年度の資金運用額は2007（平成19）年度の約1.3倍となっている。今後とも規程に則した運用に努められたい。

また、学生生徒等納付金引き下げについては、消費収支長期推計および他の私立歯科大学の学納金水準等を総合的に勘案し決定されており、2022（平成34）年度までの消費収支長期推計表においても、収入超過で推移する見込みである。科学研究費補助金等の外部資金については、中期構想においても「外部資金獲得」の推進を掲げており、今後に期待したい。

10 内部質保証

「第二次中期構想」のなかで、自己点検・評価の実施とその結果等をもとにした改善を行うことを方針として掲げ、学内に「自己点検・評価委員会」を設置している。また、各種委員会で行われた自己点検・評価の結果を「自己点検・評価委員会」が検証し、学長や理事長の意見を反映させ、各種委員会にフィードバックする体制を整えており、内部質保証を機能させるために取り組んでいる。これらの自己点検・評価の結果を2年ごとに『福岡歯科大学の現状と課題』としてまとめるとともに、その翌年に改善に向けた取り組みを『福岡歯科大学の現状と課題改善報告書』

として作成し、ホームページ等で公表している。

また、「第二次中期構想」の達成に向けて、毎年度初めに「事業計画」を作成し、年度末には「事業報告書」としてとりまとめ、その進捗を図っている。2013（平成25）年度からは、年度末のみでなく年度の中間に評価を行うこととし、さらに、各種委員会においても年度初めに「第二次中期構想」達成のための目標を立て、中間評価や期末評価を行うことによって自己点検・評価と「第二次中期構想」の達成度を関連づけて検証する仕組みとしている。これらのことから、内部質保証システムを適切に機能させるべく、継続して努力していると認められる。

なお、情報公開については、法令上公表が求められている事項や財務関係書類、自己点検・評価の結果などを、受験生を含む社会一般に対してホームページで公表している。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2017（平成29）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法・成果

（1）教育課程・教育内容

1) 歯学部において、「口腔医学」教育を実践するため、1年次から6年次まで多くの医学系科目を取り入れた体系的なカリキュラムを編成している。医科・歯科を含む8大学との連携により開設した「医歯学連携演習」では、医師と歯科医師が共同で授業を行っている。また、5年次に履修する「臨床実習Ⅱ」では、附属施設である「医科歯科総合病院」で歯科の臨床実習に加え、医科の臨床実習も行っており、医学における基本的診療や手技などを学生に学ばせている。このように、貴大学の目指す教育の実践に向けたカリキュラム編成に取り組んでいることは、評価できる。

（2）教育方法

1) 歯学部の5年次から行われる臨床実習において、指導・評価を標準化するため、統一された評価項目と評価基準を定めた「評価シート」を導入している。特に診療参加型臨床実習においては「評価シート」が電子化されており、学内に構

築された無線LANを通じて、学生・教員が相互にいつでも評価表を利用することができるシステムとなっている。実習時において、学生の進捗状況に応じた診療ケースを迅速に確認することができ、遅滞のない指導を行えることから、評価できる。

2 学生支援

- 1) 貴大学では、開学当初から各学年に「助言教員」を置いており、キャリアや履修、日常生活に至るまでさまざまな学生の相談に応対している。「助言教員」の役割や教育力向上を図ることを目的としたFD研修会の開催や、各学年に応じた指導マニュアルを作成しているうえ、2012（平成24）年度からは個別の助言面談内容をポートフォリオとして記録するなど、支援体制の充実に向け組織的に取り組んでおり、評価できる。

二 努力課題

1 教育内容・方法・成果

(1) 成果

- 1) 歯学研究科博士課程において、学位論文審査基準があらかじめ学生に明示されていないので、『履修の手引』などに明記するよう改善が望まれる。
- 2) 歯学研究科博士課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

以 上